

合 併 協 定 書

四日市市

楠 町

四日市市と楠町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第3条第1項の規定に基づく四日市市・楠町合併協議会において、合併に関する協議が調ったので以下のとおり協定する。

1 合併の方式

三重郡楠町を廃し、その区域を四日市市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年2月7日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、四日市市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、四日市市役所（四日市市諏訪町1番5号）とする。

なお、現在の楠町役場は楠総合支所とする。

5 財産及び債務の取扱い

楠町の財産及び債務は、すべて四日市市に引き継ぐものとする。

6 議員の定数及び任期の取扱い

楠町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、四日市市の議会の議員の残任期間、引き続き四日市市の議会の議員として在任する。

合併後最初に行われる四日市市の議会の議員の一般選挙における議員の定数

は、合併特例法第7条第3項の規定を適用せず、36人とする。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

楠町の農業委員会は、四日市市の農業委員会に統合する。

楠町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、四日市市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き在任する。また、楠町の農業委員会の選任による委員は、合併時に失職する。

任期終了後の四日市市の農業委員会の選挙による委員定数を32人とし、楠町は四日市市の第5選挙区に編入し、第5選挙区の選挙による委員定数を2人増の7人とする。

8 一般職の職員の身分の取扱い

楠町の一般職の職員は、すべて四日市市の職員として引き継ぐものとする。

職員の任免、給与その他身分の取扱いについては、四日市市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

9 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、四日市市の制度を適用するものとする。

ただし、次に掲げるものについては、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。

(1) 法人市民税法人税割の税率

(2) 都市計画税

10 地域審議会の取扱い

楠町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置するものとする。

なお、設置については、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の三重郡楠町の区域(以下「当該区域」という。)に地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の設置期間は、新市建設計画の執行状況等を鑑み、前項の規定に基づく設置期間の範囲内で見直すことができる。

(所掌事務)

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 事業者を代表する者

(3) 公募による者

(4) 学識経験を有する者

3 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者については、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者でなければならない。

4 第 2 項第 3 号に掲げる者から選任する委員は、2 名以内とする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長を定める前の会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議長は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 審議会の委員の報酬及び費用弁償については、四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年四日市市条例第23号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、楠総合支所において処理する。

(補則)

第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

- 1 この協議は、合併の日から施行する。
- 2 この協議の施行後最初に委嘱する委員の任期については、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

1 1 新市建設計画

新市建設計画については、別添「四日市市・楠町新市建設計画」のとおりとする。

1 2 特別職の身分の取扱い

楠町の常勤の特別職の身分の取扱いについては、法の定めるところによる。

1 3 条例・規則等の取扱い

四日市市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整方針に基づき、合併時に所要の改正等を行うものとする。

1 4 組織機構の取扱い

(1) 組織機構については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮しつつ、次の方針に基づき整備するものとする。

住民に分かりやすく、利用しやすいもの

行政課題に迅速かつ的確に対応できるもの

簡素で効率的なもの

責任の所在が明確なもの

(2) 楠町に置かれている行政委員会及び附属機関等は廃止するものとする。ただし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

1 5 一部事務組合等の取扱い

四日市市と楠町が加入している一部事務組合等については、四日市市として引き続き加入するものとする。

楠町のみが加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

1 6 公共的団体等の取扱い

四日市市、楠町の区域内を主な活動範囲とする公共的団体等の取扱いについては、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めることとする。

- (1) 目的が同一又は類似し、両市町に並存している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。
- (3) 独自の団体は、現行のとおりとする。

1 7 使用料及び手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 使用料等（保育料を含む）については、原則として四日市市の制度に統一する。ただし、四日市市と楠町で差異が大きいものについては、段階的に調整する。

なお、施設の使用料については、施設ごとの算定基準に基づきそれぞれ定める。

- (2) 手数料については、四日市市と楠町のいずれかに統一する。

1 8 補助金・交付金等の取扱い

各種団体等に交付している補助金・交付金等については、統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の実績や実情に配慮した上で、次のとおり調整を図るものとする。

(1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整する。

(2) 両市町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。

なお、四日市市と楠町で差異が大きいものについては、段階的に調整する。

1 9 町・字の区域及び名称の取扱い

四日市市と楠町の町・字の区域は、現行のとおりとする。

四日市市の町・字の名称については、現行のとおりとする。

楠町の町・字の名称については、現行から「大字」を削除した名称に変更する。

2 0 慣行の取扱い

(1) 市章については、四日市市の市章を適用する。

(2) 市民憲章については、1市1町で内容が類似しており、四日市市の憲章を適用する。

(3) 市の花・木については、四日市市の花「サルビア」と、両市町共通の木「くすのき」を適用する。

また、楠町の鳥「ゆりかもめ」を新たに市の鳥として適用する。

(4) 都市宣言については、合併後、速やかに宣言の内容について検討する。

2 1 消防団の取扱い

楠町の消防団の組織については、合併時に現行のまま四日市市に引き継ぎ、5年を目途に再編するものとする。

楠町の消防団員については、四日市市の消防団員として引き継ぐものとする。

2 2 電子計算システムの取扱い

電子計算システムは、安全かつ適切な住民サービスの提供と行政内部事務の円滑な運用を確保するため、合併の期日までに四日市市のシステムへ統合することを基本とする。

各システムにおいては、合併に必要な改修とともに、再構築もあわせて検討する。

2 3 自治会等の取扱い

自治会等の組織については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努めるものとする。

2 4 各種事務事業の取扱い

2 4 - 1 広報・広聴事業

広報・広聴事業については、行政情報の積極的な公開・提供により住民との情報の共有を進めるとともに、住民のニーズを把握し行政に反映することを基本とする。

なお、情報公開条例については、合併後、速やかに再編する。

2 4 - 2 課税・納税事業

地方税の減免については、四日市市の制度を適用するものとする。

ただし、四日市市と楠町で適用範囲等が異なるものについては、速やかに見直しを行うものとする。

2 4 - 3 水防事業

水防組織については、四日市市の水防組合に統一し、楠町の地区水防団をそれぞれの水防組合支部とするものとする。また、合併後、楠町地域の水防資機材の整備を図る。

2 4 - 4 社会福祉事業

社会福祉事業については、四日市市の制度を適用するものとする。

ただし、両市町でサービス水準の差異が大きい事業については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。

2 4 - 5 保健事業

保健事業については、四日市市の制度を適用するものとする。

ただし、楠町独自の事業や両市町でサービス水準の差異が大きい事業については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。

なお、楠町保健センターについては、地域の保健事業の拠点として引き続き活用するものとする。

2 4 - 6 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、四日市市の制度を適用するものとする。

なお、楠町の障害者計画については、現行のまま四日市市へ引き継ぎ、合併後、速やかに統一する。

2 4 - 7 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、四日市市の制度を適用するものとする。

なお、楠町の老人保健福祉計画については、現行のまま四日市市へ引き継ぎ、第4次高齢者保健福祉計画（平成18～22年度）において統一する。

2 4 - 8 介護保険事業

介護保険事業については、四日市市の制度を適用するものとする。

なお、楠町の介護保険事業計画については、現行のまま四日市市へ引き継ぎ、第3次介護保険事業計画（平成18～22年度）において統一する。

また、第1号被保険者の介護保険料基準額については、それぞれの制度を適用し、第3次介護保険事業計画の初年度に統一する。

2 4 - 9 児童福祉事業

児童福祉事業については、四日市市の制度を適用するものとする。

ただし、楠町独自の事業や両市町でサービス水準の差異が大きい事業については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。

なお、児童福祉計画（エンゼルプラン）については、四日市市の計画を現行のまま引き継ぐ。

2 4 - 1 0 保育事業

保育事業については、少子化が進む中、多様な保育ニーズに対応するとともに、保育環境の充実を図っていくことを基本とし、四日市市の制度を適用するものとする。

なお、保育料については、楠町の実情等を考慮し、2年間を目途に四日市市の制度に統一することとし、それまでの間、段階的に調整する。

2 4 - 1 1 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、合併時それぞれの制度を適用し、次年度より四日市市の制度を適用するものとする。

なお、四日市市の制度を適用することにより著しい保険料の増加が生じる場合は、5年間段階的に経過措置を講じる。

2 4 - 1 2 人権関係事業

人権関係事業については、住民と行政が一体となって、すべての人が人として尊重される明るく住みよい人権尊重都市を実現するための取組を推進していくものとする。

なお、人権にかかる条例については、両市町のこれまでの取組が基本的に同じ考え方で進められており、四日市市の条例を適用する。

2 4 - 1 3 廃棄物処理事業

(1) ごみの分別区分及び収集回数については、合併後、速やかに再編するものとする。ただし、収集体制については、それぞれの制度を適用する。

(2) 両市町の廃棄物処理施設については、それぞれの施設に応じて次のとおり調整するものとする。

焼却施設については、5年を目途に四日市市の施設に統合を図る。

再生資源化施設については、2年を目途に楠町の施設に統合を図る。

し尿処理施設については、2年を目途に四日市市の施設に統合を図る。

(3) ごみ処理手数料及び粗大ごみ処理手数料については、四日市市の制度を適用するものとする。

また、一般廃棄物（し尿）処理手数料については、合併後、速やかに制度の見直しを行うものとする。

2 4 - 1 4 農林水産事業

農林水産事業については、四日市市の制度を適用するものとする。

ただし、楠町で独自に実施している施策等については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。

2 4 - 1 5 商工・観光事業

商工・観光事業については、四日市市の制度を適用するものとする。

ただし、楠町で独自に実施している施策等については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。

2 4 - 1 6 建設・都市計画事業

楠町の都市計画マスタープラン及び都市計画の指定については、合併時に現行のまま四日市市へ引き継ぎ、その後、調整を行うものとする。

ただし、楠町地域の生産緑地の指定については、合併後、速やかに地区指定を行う。

24 - 17 上下水道事業

- (1) 上水道事業については、水質の保全と安定供給を基本とし、統合を図るものとする。

水道料金及び給水分担金（加入金）については、2年間を目途にそれぞれの制度を適用し、その後四日市市の制度に統一する。

配水管負担金については、四日市市の制度を適用する。

- (2) 下水道事業については、公共下水道により水洗化を促進するとともに、雨水対策を推進することを基本とし、統合を図るものとする。

会計処理方法については、四日市市の制度を適用する。

下水道使用料については、四日市市の制度を適用する。

受益者負担金については、それぞれ現行の制度を適用する。

24 - 18 学校教育事業

学校教育事業については、一人ひとりの個性や能力を尊重し、生きる力を育むことを基本とする。

なお、下記の事項については、次のとおり調整するものとする。

- (1) 小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。
- (2) 幼稚園の保育時間及び学級編制については、それぞれの制度を適用し、5年を目途に調整する。なお、楠町の幼稚園の通園区域については、現行の制度を適用し、5年を目途に四日市市の制度に統一する。
- (3) 幼稚園の使用料については、5年間を目途に四日市市の制度に統一することとし、それまでの間、段階的に調整する。
- (4) 小学校の給食については、四日市市の制度に統一する。また、幼稚園・中学校の給食については、それぞれの制度を継続し、5年を目途に調整する。

2 4 - 1 9 社会教育事業

社会教育事業については、一人ひとりが生涯を通じ、自己を高め、ゆとりと生きがいをもって生活できる環境づくりを行うことを基本とし、四日市市の制度を適用するものとする。

ただし、楠町独自に実施している事業等については、楠町の実情等を考慮し調整を図るものとする。

なお、楠町中央公民館の施設については、地域の公民館活動の場として活用する。

2 4 - 2 0 その他の事業

- (1) 総合計画については、楠町の総合計画を現行のまま四日市市に引き継ぎ、合併後、両市町の総合計画を踏まえ、新たに策定するものとする。
- (2) 名誉市町民及び表彰については、四日市市の制度を適用するものとする。
- (3) 中核市の指定については、合併後、早期の実現を目指すものとする。
- (4) 交通災害共済制度については、四日市市の制度を適用するものとする。

なお、三重県交通災害共済制度の既加入者は、その制度の適用を受ける。

この協定の締結を証するため、ここに調印する。

平成 年 月 日

四日市市長

楠町長

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員
